財政融資資金地方資金借入等の手引き(別冊)

「実地監査・財務状況把握編」



令和7年度

財務省近畿財務局 財務事務所

目 次

実地監査実務指針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
地方公共団体向け	財	政	融	沓	に	お	ゖ	る	財	袼	状	況	把.	握	に	つ	L١	て										2	7

(令和5年3月改訂版)

実地監査実務指針

(地方公共団体に対する財政融資資金貸付先実地監査)

平成26年6月財務省理財局

(はじめに)

本実務指針は、財務省・財務局の実地監査官が、財政融資資金地 方資金の貸付先実地監査を行う際に用いる手引書として位置付けら れるものです。

地方公営企業に対する実地監査については、これまでのような決算の推移及び類似企業比較といった企業分析の基本的事項を機械的に評価するだけでは、必ずしも、経営状況に応じた中長期的な債務償還能力の評価や借り手である地方公営企業側との監査結果や意識の共有が十分にできないのではないかという視点に立ち、平成26年度以降は、これまでの制度を見直し、

- ① 確認のポイントを、決算における損益の悪化傾向から債務償還能力(債務残高とキャッシュフロー)に転換するとともに、
- ② 今後の施設の維持更新費用の推移を踏まえ、収支計画を確認することにより、中長期的な債務償還能力の状況、経営上の問題点や将来的なリスクについても確認する

こととしています。

また、実地監査先である地方公共団体に対し、実地監査の確認事項や着眼点、問題意識等を共有することを通じて、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定するなど、自主的に公的資金である財政融資資金の適正な使用及び財務の健全性の確保が図られることを期待して、公表することとしました。

目 次

財政投融資と実地監査の役割	• • • 1
第1章 実地監査における確認事項	
1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項(1) 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について(2) 貸付対象事業費等について	• • • 4 • • • 7
2. 事業の成果に関する事項	10
3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する(1) 貸付資金の償還状況等について(2) 公営企業の経営状況について	る事項 ・・・11 ・・・12
第2章 実地監査結果の審査及び通知	
1. 貸付資金の使用状況等	17
2. 公営企業の経営状況	20

財政投融資と実地監査の役割

1. 財政投融資の機能

財政投融資は、国債の一種である財投債の発行により調達した資金などを財源にして、政策を実現するための、国による長期・低利資金の出融資活動です。 資源配分の調整機能と経済の安定化機能を果たしており、租税負担の軽減、 受益者負担の実現、長期にわたってチェック機能を発揮することによる事業の 効率的な実施等の特徴がある制度です。

地方公共団体に対しては、災害復旧事業、辺地・過疎対策事業のような国が 責任を持って対応すべき分野や、公共事業など、教育・社会福祉施設などの整 備事業のように国の政策と密接な関係のある分野を中心として、また、財政規 模などの違いによる資金調達能力の低い地方公共団体にも資金の安定的確保を 図るものとして、財政投融資は活用されています。

2. 実地監査の役割

財政制度等審議会の提言等を受け、財政投融資の対象事業の適正な執行の 確保、財務の健全性の維持のために、財政投融資対象の独立行政法人や地方公 共団体に対して、公的資金の貸手としての視点から、①政策的意義、事業の成 果等、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行、使用状況等の実態 を財務省、財務局職員が実地に確認し、必要に応じて改善のための取り組みを 求めています。

【根拠法令】

〇 財政融資資金法 (昭和 26 年法律第 100 号)

(目的)

- 第1条(略) 国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ 有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的と する。
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)(借入の要件)
 - 第14条 地方公共団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければ地方資金の貸付 を受けることができない。
 - 一 償還の見込みが確実であること
 - 二 事業の計画が適切であること

- 三 財務の経理が明確であること
- 四 地方資金の償還について延滞がないこと
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等(令和元年財務省告示第48号)

別紙 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項

- 第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。
- O 財政融資資金融通先等実地監査規程(昭和 60 年大蔵省訓令特第 23 号) (目的)
 - 第1条(略) 貸付金の使用状況及び経理に関する事項、事業の成果に関する事項並びにその 他財務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適正化を図り、もって資金の効 率的な運用に資することを目的とする。
- 〇 財務省組織令 (平成 12 年政令第 250 号)

(管理課の所掌事務)

第54条(略)

--二(略)

三 財政融資資金の融通先…における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること…。 四~十三 (略)

〇 財務省組織規則 (平成 13 年財務省令第 1 号)

(融資課の所掌事務)

第222条(略)

一~三(略)

四 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。

五~七(略)

(財務課の所掌事務)

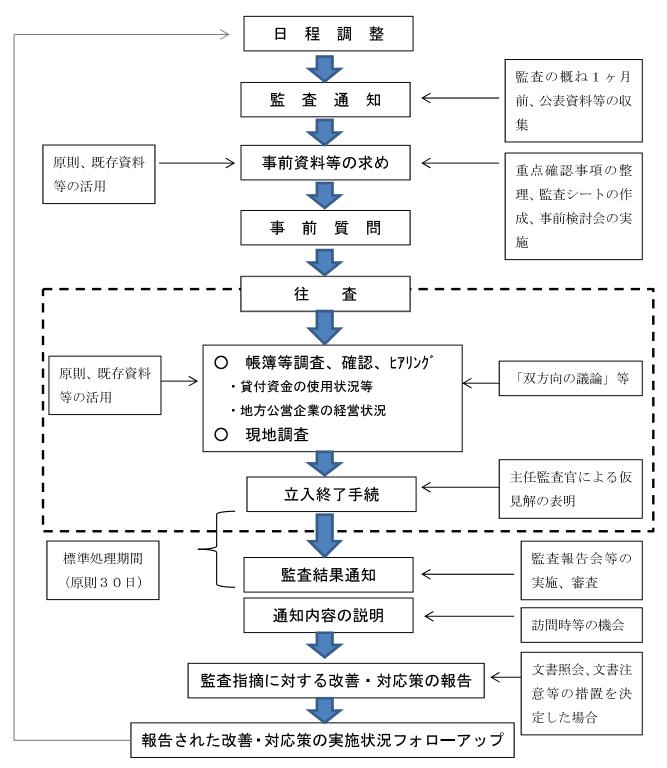
第257条(略)

一~七(略)

八 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること。

九~十四(略)

実地監査の実施手続(基本的な流れ)



次回監査までの間、毎年度、決算確定時に決算資料等を入手し、実施状況をフォローアップ。 次回監査実施時期の検討を行う。

第1章 実地監査における確認事項

- 1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項
 - (1) 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について

【検証ポイント】

- •「貸付資金の使用状況、経理に関する事項」は、貸付資金について、地方債同 意等基準等に定める適債事業に対し適正な額が使用されているかどうか、に着 目した確認事項である。
- 適正な借入を行うためには、実地監査先自らが貸付対象事業費の管理及び借入にかかる事務処理について、確実な内部検証を行う体制を整備し、その体制が有効に機能していることが極めて重要である。
- ・監査官は、①貸付対象事業費の管理、②借入にかかる事務処理、③内部検証がそれぞれ適切に行われているかといった観点から、借入時に提出を受けている「起債対象外事業費等に関する確認調書」に基づき、以下の確認項目について具体的に確認する。
- 確認の流れは別紙1「確認フロ一図」のとおり。
- ・確認の結果、実地監査先の態勢面に問題がないと判断した場合は、1(2)「貸付対象事業費等について」の帳簿等の確認を省略。
- ・一方、1(2)「貸付対象事業費等について」以下の各事項において不適切事案が認められた場合において、「起債対象外事業費等に関する確認調書」で申告された検証態勢が事実と異なり必要な検証が行われていなかったことが原因であることが判明した場合は、特に注意喚起すべき事案として扱うこととなる。

確認フロ一図

- ・「起債対象外事業費等に関する確認調書」 に記載された内部検証態勢の実態をヒアリ ング
- ・「起債対象外事業費等に関する確認調書」 に記載された検証資料について、検証の証跡 の有無を現物確認(各項目で記載されている 検証資料について、それぞれ確認)

検証態勢に問題が ないと判断した場合 1(2)の事項にかかる帳簿及び証拠書類の確認を省略

(①の場合以外)

・記載された検証態勢が実際と異なっていた場合

- ・実態としてダブルチェックになっていない場合 (作成者と検証者が同ラインの場合など)
- 検証の証跡がない(確認できない)場合

検証資料の現物書類を抽出(※)し、借入申込書記載内容と突合する。

※ 証跡が確認できなかった項目にかかる もの、対象外事業費が混入しやすい建築本 体工事契約、変更契約を行っているもの等 に着目して必要最小限の範囲で抽出する。 検証態勢に問題が ないと判断した場合

② 検証態勢に問題があると判断した場合

1(2)の事項にかかる帳簿及び証拠書類の確認(※)

※ さらに追加で確認する必要があるものに限定する。

【確認項目】

1. 貸付対象事業費

① 実施事業費の確定

実施事業費の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

② 対象事業費の算出

実施事業費のうち貸付対象事業費の算出、借入申込書類への記載は誰が 行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用 する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資 料により確認する。

③ 決算済事業費

貸付対象事業費に決算済事業費が混入していないことの確認、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

2. 控除財源

① 補助金等

国庫補助金等の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用する資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

② 寄付金 • 負担金 • 分担金等

寄付金・負担金・分担金等の管理、借入申込書類への記載は誰が行い、 誰が検証しているのか、実体的な検証となっているか、検証に使用した資料は何かをヒアリングするとともに、実際に検証した証跡を現物資料により確認する。

【留意事項】

証跡の確認については、例えば、借入申込書を提出する際の決裁文書について、添付資料 や決裁(検証)の流れを確認することが考えられるが、外形面のみで適否を判断するのでは なく、十分な検証が行われているか、実態判断を行う必要がある。

- 1. 貸付資金の使用状況、経理に関する事項
 - (2) 貸付対象事業費等について

【検証ポイント】

- •「貸付資金の使用状況、経理に関する事項」は、貸付資金について、地方債同 意等基準等に定める適債事業に対し適正な額が充当されているかどうか、に着 目した確認事項である。
- •①貸付対象事業が地方債同意等基準等に定める適債事業でなかった場合、② 実施事業費が借入申込時に申告していた事業費よりも減となっていた場合、③ 事業の全部又は一部が未実施であった場合、④控除財源が借入申込時に申告し ていた額よりも増となっていた場合には、貸付限度額超過に繋がり、公的資金 の適正な運用の観点から問題となる。
- ・監査官は、①事業内容は地方債同意等基準等に照らし適正か、②貸付額は適 正かといった観点から、以下の確認項目について具体的に確認する。
- (注)確認項目 1 ~ 5 は、前述の 1(1)「「起債対象外事業費等に関する確認調書」について」により実地監査先の検証態勢に問題がないと判断した場合に帳簿等の確認を省略。

【確認項目】

- 1. 貸付対象事業の内容
 - (1) 貸付対象事業以外の事業の実施

契約書、仕様書等により事業内容を確認するほか、現地において、位置図、配置図等と取得財産の照合・確認を行う。

また、複数年度にわたる継続契約を含む事業等については、貸付対象事 業費に貸付対象年度以外の年度に属する事業費が混入していないか確認す る。

借入申込時に申告のあった対象事業以外を実施していた場合、貸付対象年度以外の事業費が混入していた場合は、その理由、事業内容、地方債同意等基準等に照らした適債性、貸付限度額への影響を確認する。

② 貸付対象事業費とならない事業費の混入 契約書、仕様書、実施設計書等により、事業費の細目を確認する。 地方債同意等基準等に照らし貸付対象事業費とならない、一般的調査費や 少額備品購入費等の混入が認められた場合は、貸付限度額への影響を確認する。

2. 貸付対象事業費の減少

決算書及び決算の明細等により事業費を確認、借入申込書と突合する。 借入申込時に申告していた事業費から減少していた場合は、その理由、貸 付限度額への影響を確認する。

3. 貸付対象事業の全部又は一部の未実施

竣功検査調書等により事業完成日を確認するほか、現地調査により完成しているか確認する。

事業の全部又は一部の未実施や、事業費の一部に未払いが認められた場合は、その理由及び貸付対象事業費への影響の有無を確認する。

この結果、貸付対象事業費が減少した場合は、貸付限度額への影響を確認する。

4. 控除財源等

決算書及び決算の明細等により控除財源等の額を確認、借入申込書と突合する。

借入申込時に申告していた額よりも増額となっていた場合、その理由、貸付限度額への影響を確認する。

5. 貸付資金に関する決算

貸付対象事業の完成日が翌年度になっている場合は、繰越計算書により繰越手続が適正に行われているかを確認する。

繰越手続が適正に行われていなかった場合、決算済事業費による貸付限度 額への影響を確認する。

6. 貸付限度額

1~5の確認において、貸付対象事業費等に変更等が認められた場合は、以下(1)~(3)により貸付限度額を算定する。この場合において、貸付対象事業が二以上の事業で構成され、かつ、地方債同意等基準等において各事業毎に貸付資金の額が特定されているときは、各事業毎に算定する。

(1) 貸付対象事業費から控除財源等を控除した額

(2) 貸付時と事業内容に相当の乖離が生じているなど、事実と相違した借入と

認められる場合は、(1)の額と、(1)の額に地方債同意等基準等で定める充当率 を乗じて得た額のいずれか少ない額

(3) 予算の限度額が上の(1)(2)の額に満たない場合は、当該予算の限度額

【留意事項】

貸付予定額決定年度の翌年度末までに事業の全部又は一部が未完成であった場合は、当該未完成部分の事業費は貸付対象事業費から除いて貸付限度額を算定する。

2. 事業の成果に関する事項

【検証ポイント】

- ・「事業の成果に関する事項」は、公的資金である財政融資資金の適正な運用の 観点から、貸付資金により取得した財産等が適正に管理され当初の政策目的に 鑑み十分に活用されているかどうか、に着目した確認事項である。
- ・監査官は、①取得財産の管理状況は適正か、②目的外に使用されていないか、 ③十分に利活用されているかといった観点から、以下の確認項目について具体 的に確認する。

【確認項目】

- 1. 取得財産の管理運営状況
 - ① 管理及び使用状況の適切性

財産台帳、委託契約書等のほか、現地確認により、取得財産等が適正に 管理され、借入申込書記載の目的どおりに使用されているかを確認する。

取得財産等が目的外の用途に使用されていた場合、既に処分されていた場合には、処分行為承認手続の有無、処分した理由及び時期、代替施設の内容(処分財産との用途の同一性など)を確認する。

② 施設の稼働状況

管理日誌、委託先からの報告書等、施設の使用状況に関する資料により、 施設等の稼働状況を確認する。

施設等の稼働状況が予定と比べ著しく低調な場合には、その理由と、組織として適切な改善措置を講じているかを確認する。

2. 行政評価の実施状況

監査対象事業が当該団体の実施している行政評価の対象となっている場合、 行政評価調書及び関係書類により事業の成果にかかる評価を確認する。

事業の見直し又は改善を求められている場合には、対応状況を確認する。

- 3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項
 - (1) 貸付資金の償還状況等について

【検証ポイント】

- ・「貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項」は、公的 資金である財政融資資金の債権管理の観点から、実地監査先が償還等を適切に 行う態勢となっているか、に着目した確認事項である。
- ・監査官は、①延滞を発生させた実地監査先が適切な改善措置を講じているか、 ②転貸資金について適正な債権管理を行っているかといった観点から、以下の 確認項目について具体的に確認する。
- ・「1. 貸付資金の償還状況」については、監査実施前に実地監査先の償還状況 を確認し、延滞が発生していた場合のみ確認する。
- •「2. 地方公共団体が転貸する資金の債権管理状況」については、当該地方公共団体以外のものに転貸する目的の貸付資金を監査対象とした場合のみ確認する。

【確認項目】

1. 貸付資金の償還状況

事案の関係書類により、延滞が発生した理由、改善策、今後新たに延滞が 生じるおそれがないかを確認する。

料金収入を有する事業で、当該収入を償還財源に充てることとしている場合は、収入実績を確認する。

2. 地方公共団体が転貸する資金の債権管理状況

転貸先との契約書類等により、貸付目的どおり転貸が行われているか確認 する。

転貸先から繰上償還があったにもかかわらず、財政融資資金に繰上償還を していない場合は、その理由を確認する。

- 3. 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項
 - (2) 公営企業の経営状況について

【検証ポイント】

- •「貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項」は、公的 資金である財政融資資金の債権管理の観点から、実地監査先が償還等を適切に 行う態勢となっているか、に着目した確認事項である。
- ・地方公営企業については、独立採算が原則とされていることを踏まえ、将来 にわたる債務の償還も見据えた計画的な経営が行われていることが重要であ る。
- ・監査官は、「公営企業年鑑」「決算統計」「決算書」「中長期経営計画」「キャッシュフロー計算書」等の経営資料について、公表資料の収集あるいは実地監査 先から事前提出を求め、十分に事前分析を行ったうえで監査に臨む。
- ・監査官は、①「現状及び将来における経営上の問題点及びリスクの有無」:経営状況に改善を要すべき問題点を有していないか、将来の経営状況に影響を及ぼすリスクを有していないか、実地監査先が当該問題点等を認識し対応しているか、②「債務償還能力」:経営により十分な償還原資を生み出しているか、③「収支計画」:中長期的な収支計画に基づく経営管理が行われているか、中長期的にも償還原資は確保されるか、といった観点から以下の確認項目について具体的にヒアリング及び原資料の確認を行う。

【確認項目】

1. 現状及び将来における経営上の問題点及びリスクの有無

実地監査先である地方公営企業の、①経営環境の背景となる事項(事業の供用開始の時期、経営規模、事業の政策性、地域特性、建設投資の状況、企業債残高の推移など)、②収支構造(収益の状況、費用の状況、他会計繰入金の内容と繰入方針)、③損益の推移、④償還キャッシュの獲得状況、⑤経営環境の変化への対応・経営改善に対する取り組みの状況 等について確認する。

経常損益(繰出基準外の他会計繰入金等を除く。以下「基準外繰入前経常損益」という。)が赤字となっている場合あるいは基準外繰入前経常損益が悪化傾向にある場合においては、構造的に赤字となる問題点はないか、実地監査先

は組織として問題を認識し対応する措置を講じているかが重要となる。

経営状況に改善を要すべき問題点を有していないか、将来の経営状況に影響を及ぼすリスクを有していないかを確認するためにポイントとなる主な着眼点等は、以下のとおり。

(1) 施設の稼働率等はどうか。

類似企業の平均経営指標との比較だけではなく、最大稼働率の状況等もあわせて確認する。

施設利用率が劣位にあり、最大稼働率も低い場合は、施設が過大で、得られる収入に比して資本費負担が大きいことで、損益のマイナス要因となっている可能性がある。

上水道事業 施設利用率、最大稼働率

下水道事業 施設利用率、水洗化率

病院事業病床利用率

(2) 収益の状況はどうか。

費用の状況とあわせて確認、構造的に赤字となっていないか。

また、数量(有収水量、患者数)が減少している場合、損益の悪化要因となる。

上水道事業 年間有収水量、20 ㎡あたり料金、供給単価

__________ 下水道事業 年間有収水量、20 ㎡あたり料金、使用料単価

病院事業 入院患者数、患者1人1日あたり入院収益、外来患者数、 患者1人1日あたり外来収益

(3) 費用の状況はどうか。

収益の状況とあわせて確認、構造的に赤字となっていないか。

また、収益の増加を上回って費用が増加している場合や、収益が減少しているにもかかわらず費用が高止まりしている場合は、損益の悪化要因となる。

上水道事業 給水原価

下水道事業 汚水処理原価

病院事業 職員給与費率、医療材料費率、薬品使用効率

(4) (1)から(3)を踏まえ、収支が確保される経営を行っているか。

以下に示す指標は収支採算がとれているかどうかを表しており、100%を下回る場合は、収益面・費用面のいずれかあるいは両方の要因により赤字構造となっていることを意味する。

100%を下回り、更に、類似企業の平均値を下回っている場合は、経営効率化等の取り組みが十分に実施されていない可能性がある。

上水道事業 料金回収率

下水道事業 経費回収率 (分流式下水道等に要する経費控除前)

経費回収率 (維持管理費)

病院事業 医業収支比率

2. 債務償還能力の状況

独立採算原則に基づく経営による償還原資の確保の観点から、実質債務残 高を償還キャッシュで除して算出した企業債債務償還可能年数により、現時 点の企業単体の債務償還能力を算出する。

また、財政融資資金の償還確実性の観点から、実質債務残高を繰入後償還 キャッシュで除して算出した繰入後企業債債務償還可能年数により、現時点 の一般会計からの支援も含む繰入後の債務償還能力を算出する。

いずれについても、前述の 1. (1)~(4)で確認した問題点等との関連を整理する必要がある。

【留意事項】

① 実質債務残高

(法適) 企業債残高 + 一時借入金 - 減債積立金

(法非適) 地方債残高 + 翌年度繰上充用金 - 減債基金

注1:一時借入金・翌年度繰上充用金は、実質的に固定化していると判断されるもの。

注2:建設改良費に充てられた他会計借入金、減債基金以外の積立金等については、 その使途等実態を確認したうえで、実質債務残高の算定に算入する。

② 償還キャッシュ

(法適) 基準外繰入前経常損益+ (減価償却費+資産減耗費+繰延勘定償却)

一長期前受金戻入

(法非適) 基準外繰入前経常損益+減価償却費相当額(地方債償還金)

ただし、当該年度の実償還額から借換債収入分・資本費平準化債収入分をもって償還した額及び繰上償還額を除く。

③ 繰入後償還キャッシュ

(法適)経常損益+(減価償却費+資産減耗費+繰延勘定償却)-長期前受金戻入 (法非適)収益的収支 収支差引

④ 企業債債務償還可能年数

実質債務残高を償還キャッシュで除したものであり、独立採算原則に基づく公営企業単体での債務償還能力を表すものである。

⑤ 繰入後企業債債務償還可能年数

実質債務残高を繰入後償還キャッシュで除したものであり、一般会計からの支援を前提 とした繰入後の債務償還能力を表すものである。

⑥ 企業債債務償還可能年数の算定にあたり使用する償還キャッシュは、原則として、基準 年度以前3年の平均値を用いる。

ただし、平均値を算出するにあたっては、特殊な要因により償還キャッシュ等に大きな 影響を及ぼしている場合は補正を行い、補正が困難であれば、当該年度の償還キャッシュ を含めないものとする。

- ⑦ 繰入後企業債債務償還可能年数の算定にあたり使用する繰入後償還キャッシュは、年度 毎の数値を用いる。
- ⑧ 実地監査先がキャッシュフロー計算書を整備している場合は、必ずあわせて確認すること。

3. 収支計画の状況

将来の償還原資の確保の前提となる、収支計画における経営見通しについて、以下①~⑤の点を中心に確認する。

- ① 【収益見通し】(給水収益、下水道使用料、医業収益) 前提としている需要見通しは合理的か、需要見通しを反映した額を計 上しているか
- ② 【投資見通し】(建設改良費)

需要見通しを反映し、将来にわたる施設等の更新・修繕を織り込んだ施設整備計画を策定しているか

収支計画における建設改良費等は、その施設整備計画を反映したもの になっているか

③ 【他会計繰入金】

繰入基準・繰入方針に基づき適正に積算された額が計上されている か

④ 【費用のうち変動費】 営業規模(収益見通し)との整合 いわゆる営業コストについて、職員数の適正化等、削減に取り組ん でいるか

⑤ 【費用のうち減価償却費・支払利息】 投資見通しとの整合 減価償却費・支払利息について、適正な投資規模に基づき、企業債 元金償還額が減価償却費の額を下回り、投資の健全性が保たれている か

【留意事項】

収支計画については、以下の点について相互に認識を共有したうえで取り扱うこと。

- i 監査においては、収支計画による将来見通しを重視していること。
- ii 受理した収支計画については次回の監査で計画と実績の乖離を確認することとなり、その結果により文書照会・文書注意・貸付制限に該当する場合があること。

第2章 実地監査結果の審査及び通知

1. 貸付資金の使用状況等

【ポイント】

- •「貸付資金の使用状況等」にかかる実地監査結果の審査及び通知は、公的資金である財政融資資金の「適債性」の観点から、問題が認められた場合にその是正を図ること等を目的に行う。
- ・個別の不適切事案の指摘を行うことが監査の一義的な目的ではなく、実地監査先における発生原因の認識と対応策により、かかる事案の再発防止を図ることが重要である。
- ・このため、監査においては、実地監査先自らが、貸付対象事業費の管理及び借入にかかる事務処理について確実な内部検証を行う体制を整備し、その体制が有効に機能しているかを十分に確認し、不適切事案の発生原因の所在を究明することが必要となる。

1. 全監査先共通

第1章の各項目の確認の結果認められた、貸付資金の使用状況等について、 将来にわたって適切な運用を確保する観点から留意すべき事項を、実地監査 先に通知する。

2. 不適切事案

次のいずれかに該当する事項があるときは、軽微なものを除き、処理を要する事案(以下「不適切事案」という。)として取扱う。

- (1) 貸付対象事業費とならない事業費が含まれているとき
- (2) 貸付対象事業費が減少しているとき
- (3) 貸付対象事業の全部又は一部が未実施のとき
- (4) 貸付対象事業以外の事業を実施しているとき
- (5) 借入申込書に添付された起債対象外事業費等に関する確認調書の記載内 容が事実と異なるとき
- (6) 借入申込書に計上された控除財源以外の控除財源があるとき
- (7) 貸付限度額を超えているとき

- (8) 取得財産等の処分行為を行っており、処分行為の承認手続き等を行って いないとき
- (9) 取得財産等が有効に活用されていないなど、管理運営に適正を欠いており、改善を要するとき
- (10) 行政評価で貸付対象事業の見直しや改善等を求められ、適切な措置が講じられていないとき
- (11) 貸付資金の償還元金又は利子について現に延滞があり、かつ、必要な公 債費を予算化していないこと等により今後新たに延滞が生じるおそれが あるとき
- (12) 転貸資金について転貸先から繰上償還があったにもかかわらず、財政融 資資金に繰上償還をしていないとき。ただし、繰上償還相当額を当該転貸 資金の新規起債額の算定にあたり控除している場合を除く

3. 不適切事案の処理

不適切事案については、次の(1)から(4)の区分に従い処理するものとし、併せて文書により改善等所要の措置を求める。

(1) 事後承認

次の①から③のいずれかに該当するときは、事後承認することができる。

① 計画変更の承認

貸付対象事業以外の事業を実施していた場合で、以下のいずれかに該当 する場合

- イ. 貸付対象事業と同一の目的を有し、かつ同程度の効用を有するとき。 ロ. 貸付対象事業と一体となるもので、かつ当該貸付対象事業の効用と必
- ロ. 貸付対象事業と一体となるもので、かつ当該貸付対象事業の効用上必要と認められるとき。
- ハ. 貸付予定額決定年度以後の地方債同意等基準等において貸付の対象と されている事業費がある場合で、やむを得ない理由があると認められる とき。

② 充当変更の承認

二以上の事業で構成され、かつ、地方債同意等基準等において各事業毎に貸付資金の額が特定されている貸付対象事業において、一の事業に貸付資金の充当超過があった場合で、他の事業に貸付資金の充当余地があり、一の事業から他の事業へ貸付資金を充当変更することについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

③ 取得財産等の処分行為の承認

取得財産等の処分行為を行っており、処分行為の承認手続き等をしていない場合において、当該処分行為が財政融資資金地方資金管理事務処理細則第57条に掲げる次の各号のいずれかに該当するものでないとき。

- イ. 取得財産等の処分行為が故意又は過失による非違行為等によるものであるとき。
- 口. 処分する取得財産等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定により関係各省庁の 長の承認を受けられない等の理由で、補助金の返還を伴うものであると き。
- ハ. 処分する取得財産等の元利償還金の全部又は一部に、国による財政措置を講じることとされた地方債であるとき。(当該財産を有償で譲渡する場合に限る。)
- 二.取得財産等の処分行為により財政融資資金の活用先として、相応しくない用途に供されることとなるとき。

(2) 償還期限の短縮

事後承認をする場合において、必要と認められるときは、償還期限の短縮を行う。

(3) 繰上償還

事後承認又は償還期限の短縮を行わない場合は、貸付資金のうち貸付限 度額を超える額について繰上償還を求める。

(4) 文書注意

事後承認、償還期限の短縮又は繰上償還に該当しない場合は、不適切事 案の内容等を明示した文書により注意する。

この際、借入申込書に添付された起債対象外事業費等に関する確認調書 の記載内容と異なり、必要な検証が行われていない実態が認められる場合 は、その旨を付記する。

2. 公営企業の経営状況

【ポイント】

- •「公営企業の経営状況」にかかる監査結果の審査及び通知は、公的資金である財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、地方公営企業の経営状況において一定の基準に該当する事象が認められた場合等に、経営改善策の策定等の対応を求めることを目的に行う。
- ・財政融資資金の債権保全を図ることが監査の一義的な目的ではなく、実地監査先自らが経営上対応すべき問題を認識し適切に対応することにより、将来にわたって財務の健全性の確保を図ることが重要である。
- ・企業債債務償還可能年数が30年を超えている場合に文書照会等の措置に該当するか判断することとなるが、その中でも改善を求めるべき事由のある先に対してアーリーウォーニングを行うこととしており、企業債債務償還可能年数が基準を超過していることのみをもって措置を行うものではないことに留意。

1. 全監査先共通

第1章の各項目の確認の結果認められた、将来にわたって財務の健全性、 財政融資資金の償還確実性を確保する観点から留意すべき事項(収支計画が 策定されていないときは策定の要請を含む。)について、実地監査先に通知す る。

【留意事項】

収支計画の策定の有無でいう「収支計画」は、事業部門にとどまらず財政担当部局の部局長の承認を得ているなど、当該地方公共団体において中長期的な経営計画として機能するものであり、かつ、少なくとも監査実施時の翌年度を含むものとする。

2. 企業債債務償還可能年数が30年を超えている場合

企業債債務償還可能年数が30年を超えているときは、次の(1)から(4)の区分に従い処理するものとするが、実地監査先の公営企業が属する特別会計の状況及び当該企業の規模等を総合的に検討した結果、当該個別企業に対し改善を求める必要がないと認められる場合は、上記1の通知により処理することができる。

【留意事項】

① 一時的要因による損益悪化、大規模災害など、特殊な要因により企業債債務償還可能

年数が「一時的に」増加する場合があることから、そうした事情が認められる場合には、 当該特殊要因による影響額を控除する、あるいは当該年度の数値を除外するなど、所要 の補正を行ったうえで判断する必要がある。

② 収支計画について、実地監査先の企業が属する特別会計全体で作成・運用されている場合は、実地監査のために個別企業毎の収支計画を作成させる必要はなく、全体計画をもって将来見通しを評価する。

(1) 文書照会

次の①から④のいずれかに該当するときは、問題と認められる事項の指摘 及びその他の留意すべき事項の通知を行うとともに、具体的な改善策、及び 収支計画の策定又は見直しについて報告を求める。

ただし、①または②に該当するときであって、収支計画における繰入後企業債債務償還可能年数(計画)が、原則として今後5年以内に30年以下となり、かつ、その前提となる具体的な改善策が策定されていると認められる場合は除く。

- ① 企業債債務償還可能年数が増加傾向にあるとき
- ② 重要な経営指標が類似企業の平均経営指標に比べ劣位であるとき
- ③ 繰入後企業債債務償還可能年数(実績)が、前回の監査において確認した収支計画上の繰入後企業債債務償還可能年数(計画)に比べ増加しているとき
- ④ 特段の理由なく収支計画が策定されていないとき

【留意事項】

- ① 但書にいう「①または②に該当するとき」は、将来の改善見通しを是として但書を適用したものについて、計画どおり改善が図られていない場合(③に該当する場合)にあっては、その同じ収支計画をもって再度但書は適用しないとの趣旨であり、次回監査における措置に影響することから、十分な根拠を有する計画であることが重要となる旨を良く説明のうえ取り扱うこと。
- ② 但書にいう「原則として、今後5年以内に30年以下」について、上水道事業、下水 道事業にあっては、整備計画の進捗度合等を勘案し、必要に応じて「今後10年程度以 内に30年以下」と読み替え、更に「30年以下」を超える場合であっても、長期的に 収支がバランスする収支計画が策定されており、実績がその計画どおりに進捗している など、償還確実性が認められる場合を含む。

- ③ 「重要な経営指標」は、以下の指標とする。
 - i 上水道事業

施設利用率、供給単価、料金回収率

ii 下水道事業

水洗化率、使用料単価、経費回収率(分流式下水道等に要する経費控除前)

iii 病院事業

病床利用率、職員給与費率、医業収支比率

④ 収支計画の策定の有無でいう「収支計画」は、事業部門にとどまらず財政担当部局の 部局長の承認を得ているなど、当該地方公共団体において中長期的な経営計画として機 能するものであり、かつ、少なくとも基準年度の翌年から原則5年、上下水道にあって は10年分を含むものとする。「特段の理由」は、計画を策定することが既に決定してい る場合等をいう。

(2) 文書注意

次の①から④のいずれかに該当するときは、問題と認められる事項の注意 及びその他の留意すべき事項の通知を行い直ちに改善に取り組むよう求め るとともに、具体的な改善目標を定めた経営改善計画及び当該経営改善計画 を前提とした収支計画について報告を求める。

また、次回監査時において所要の改善がなされていないと認めたときは、 貸付を制限又は繰上償還を求めることがあることをあわせて通知する。

ただし、①または②に該当するときであって、収支計画における繰入後企業債債務償還可能年数(計画)が、原則として今後5年以内に30年以下となり、かつ、その前提となる具体的な改善策が策定されている場合は除く。

- ① 企業債債務償還可能年数が30年を著しく超過しているとき
- ② 重要な経営指標が類似企業の平均経営指標に比べ著しく劣位であるとき
- ③ 企業債債務償還可能年数が増加傾向にあり、かつ、繰入後企業債債務償還可能年数(実績)が、前回の監査において文書照会し、策定又は見直しを行った収支計画上の繰入後企業債債務償還可能年数(計画)に比べ増加しているとき
- ④ 前回の監査において文書照会し、報告を求めた改善策が特段の理由もなく実施されていないとき

【留意事項】

- ① 文書照会の留意事項①~③は、文書注意においても同じ。
- ② 「30年を著しく超過」は、病院事業にあっては35年超、上水道事業及び下水道事

業にあっては45年超とする。

③ 本文③にいう「企業債債務償還可能年数が増加傾向にあり」は、前回監査で文書照会の措置をとった先について、本業における経営努力の結果、企業債債務償還可能年数は減少しているにもかかわらず、繰入金の減により「繰入後企業債債務償還年数(実績)が増加」という事象が生じる場合があるので、そうしたケースについては、本文③による文書注意は適用しない趣旨である。

(3) 貸付制限

前回の監査において文書注意し、報告された経営改善計画が特段の理由もなく実施されず、経営状況が著しく悪化しているとき又は事実と著しく相違する報告が行われていたときは、貸付制限を実施するとともに、直ちに改善を求める。

(4) 繰上償還

前回の監査において貸付制限を行ったにもかかわらず、報告された経営改善計画が特段の理由もなく実施されず、経営状況が著しく悪化しているときは、繰上償還を求める。

地方公共団体向け財政融資における財務状況把握について

令和 7年7月

財 務 省

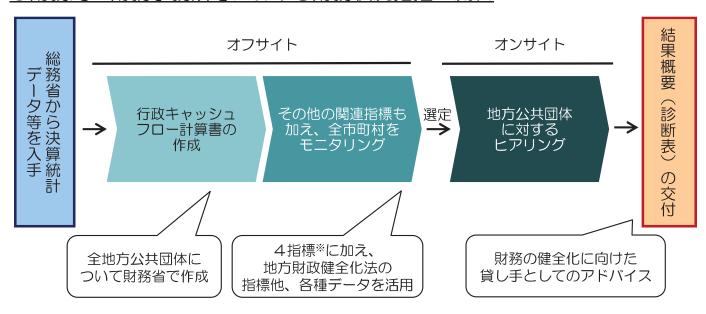
目 次

地方公共団体の財務状況把握・・・・・・・・・・・・・ 1
4つの財務指標・・・・・・・・・・2
財務状況把握実施の背景とこれまでの経緯・・・・・・・3
財務状況把握の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
財務状況把握の結果概要(診断表)の読み方・・・・・・5
結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
財務指標の経年推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
行政キャッシュフロー計算書 ‥‥‥‥‥‥9
ヒアリング等を踏まえた総合評価・・・・・・・・・11
財務状況把握の充実・活用に向けた取組12
財務状況把握の財務指標と 財政健全化法に基づく健全化判断比率・・・・・・・・・12

地方公共団体の財務状況把握

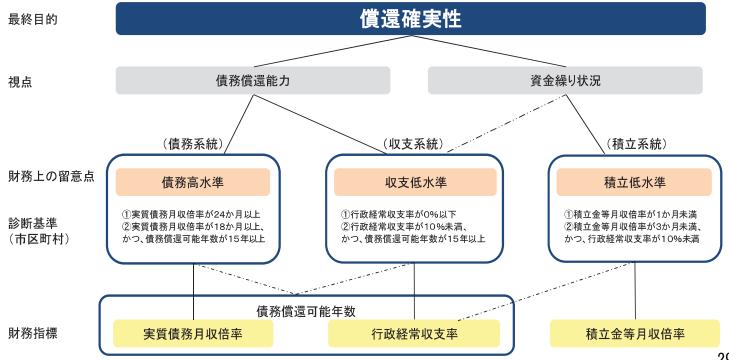
財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共 団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握するものであり、ま た、財務状況把握の結果概要(診断表)の交付により、地方公共団体に対 する財務健全化に関するアドバイス(情報提供等)や財務状況悪化に対す る事前警鐘の役割も担っています。

○財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ



※注 ①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率

○償還確実性と診断基準の関係



4つの財務指標

財務上の留意すべき点は、主要な4つの財務指標を利用して、ストック面及びフロー面の両面から分析しています。

	意義	定章	家計に例えると
	1年間で生み出される償還原資の 何倍の債務を抱えているか	実質債務/行政経常収支 ※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等	
債務償還可能年数 (単位:年)	収支 支出	収支の何年分の 債務があるか? 償還原資 収支	ローンを返済するのに 何年かかるか
	ー月当たり収入の何か月分の債 務があるか	実質債務/(行政経常収入/12) ※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等	
実質債務月収倍率 (単位:月)	12で割って 一月当たりの 収入を算出 月収	月収の何か月分の 債務があるか? 月収 ・	ローンが給与の何倍か
	一月当たり収入の何か月分の積 立金があるか	積立金等/(行政経常収入/12)	
積立金等月収倍率 (単位:月)	12で割って 一月当たりの 収入を算出 月収	月収の何か月分の 積立金があるか? 月収	預貯金が給与の何倍か
	収入からどの程度の償還原資を 生み出しているか	行政経常収支/行政経常収入 収支が収入の何%	
行政経常収支率 (単位:%)	収支 型 支出	を占めるか?	ローンの返済に回せる お金はどのくらいか
		1	

財務状況把握実施の背景とこれまでの経緯

背景

【財政投融資改革の総点検】

(平成16年12月財政制度等審議会財政投融資分科会)

・地方公共団体の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックする必要

地方債についての許可制度から協議制度への移行(H18)、事前届出制度の導入(H24)

• 地方公共団体の財政の自主性の向上

基本的考え方

【地方向け財政融資資金の融資審査の充実について】

(平成16年12月財政制度等審議会財政投融資分科会提出資料)

・融資審査の充実を図る観点から、融資主体として、地方公共団体の財務状況の把握を図ることとし、平成17年度から実施。

【地方公共団体向け財政融資に関する報告書】

(平成21年7月財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

・地方公共団体の財務規律を向上させるためには、国が貸し手として財務状況把握を充実させた上で、 更にその積極的な活用を図る必要。

【財政投融資を巡る課題と今後の在り方について】

(平成26年6月財政制度等審議会財政投融資分科会)

1. 財務状況把握の充実

これまでの取組により、地方公共団体(市町村向け)の財務状況把握は、制度的に定着してきているが、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、以下のとおり、さらなる財務状況把握の充実を図る必要がある。

- ① モニタリングの充実
 - 団体の財務状況の的確な把握のため、引き続き、経年比較による財務指標や計数の分析・検証の充実を図る。
- ② ヒアリングの有効活用
 - 団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を他の団体へ紹介するなどにより、アドバイス機能の発揮を図る。
- ③ 診断表の内容の改善
 - アドバイス機能の向上を図り、また、団体による有効活用(診断結果のHP・広報誌掲載や議会説明など)を促すため、引き続き、内容の改善や説明の充実(類似団体との比較など)を図る。
- ④ 都道府県向けヒアリング 平成26年度以降、ヒアリング実績を積み重ね、財務状況把握の枠組みの構築を図る。

2. 財務状況把握の活用

財務局等においては、診断表の交付などの地方公共団体と接するあらゆる機会を活用し、各団体における財務状況把握の活用の促進に努める。

地方公共団体の財政に関心を有する者に対して、様々な機会を捉えて分析手法の説明等を行い、その周知を図る。

また、財務状況把握の結果を財政融資資金の融資審査に効果的に活用するなど、財務局等における地方公共団体向け融資実務のPDCAサイクルに、より的確に位置づける必要がある。 31

財務状況把握の根拠

〇 財政融資資金法 (抄)

(昭和二十六年三月三十一日法律第百号)

(目的)

第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに当該勘定からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。



財政融資の貸し手としては、融資先の償還確実性を確認する必要があり、こうした観点から財務状況把握が行われています。

○ 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則 (抄) (昭和四十九年七月九日大蔵省令第四十二号)

(事業計画等に関する書類の提出)

- 第十六条 地方公共団体は、地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、 借入れの目的である事業ごとに、事業計画に関する書類を毎年度財務大臣に 提出するものとする。
 - 2 財務大臣は、地方公共団体から前項に規定する書類のほか、予算及び決算に関する書類その他必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき 財務大臣が定める書式等

(令和元年六月二十七日財務省告示第四十八号)

別紙第17号様式(甲)(裏面) 財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約条項 (抄)

(調査及び報告)

第11条 <u>乙(※地方公共団体名)は、この借入金の使用の状況その他この</u> 借入金に関し必要な事項について、甲(※財務大臣)から調査を受け、又は 報告を求められても異存ないものとする。

財務状況把握の結果概要(診断表)の読み方

結果概要

その他

財務状況把握の結果概要 OO財務局融資課 (対象年度:〇〇年度) ◆対象団体 都道府県名 団体名 〇〇県 00市 ◆基本情報 財政力指数 標準財政規模(百万円) 住民基本台帳人口(人) 職員数(人) 面積(Kmi) 人口千人当たり職員数(人) ◆国勢調査情報 (単位:千人) 年齡別人口構成 産業別人口構成 生産年齢 調査年 総人口 年少 第一次 第二次 第三次 人口 構成比 人口 (15歳未満) 構成比 構成比 人口 (65歳以上) 構成比 産業 就業人口 産業就業人口 構成比 産業 就業人口 構成比 (15歳~64 〇〇年 〇〇年 〇〇年 全国平均 〇〇年 〇〇県平均 ◆ヒアリング等の結果概要 資金繰り状況 債務償還能力 ◆○○年度 ◆○○年度 ◆○○年度 ◆○○年度 6 ◆○○午度◆○○午度◆○○午度◆○○午度 務償 30% ・収支は良い ・収支は良い 債務は少ない ・積立金は多い 還可 行政 行政 能 経常収支率 20% 年数 常収 右のページの説明1参照 右のページの説明2参照 15 年 12月 110% 0月 30月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 18月 0%・収支は悪い 0% ・積立金は少ない ・収支は悪い 債務は多い 積立金等月収倍率 実質債務月収倍率 債務高水準 積立低水準 収支低水準 該当なし 【要因】 【要因】 【要因】 地方税の減少 建設債 建設投資目的の取崩し 債務負担行為に基づく 支出予定額 資金繰り目的の取崩し 人件費の増加 公営企業会計等の 資金不足額 積立原資が低水準 物件費の増加 土地開発公社I-係る 普通会計の負担見込額 その他 扶助費の増加 補助費等・繰出金の増 第三セクター等に係る 普通会計の負担見込額 その他 その他 右のページの説明3参照

説明1 債務償還能力

- グラフは、過去5年間の債務償還能力の状況を示しています。
- ・縦軸は行政経常収支率、横軸は実質債務月収倍率、斜め線は債務償還可能 年数を表しています。
- ・左上に向かうほど、債務償還能力が高いことを意味します。
 指標値が「赤」の部分にある場合は、「診断基準」に該当していることを、
 指標値が「黄」の部分にある場合は、「診断基準」に該当しないものの、
 いずれかの指標が「全国平均から乖離(悪化)している」ことを、
 指標値が「緑」の部分にある場合は、「診断基準」に該当しないことを、
 それぞれ意味します。

説明2 資金繰り状況

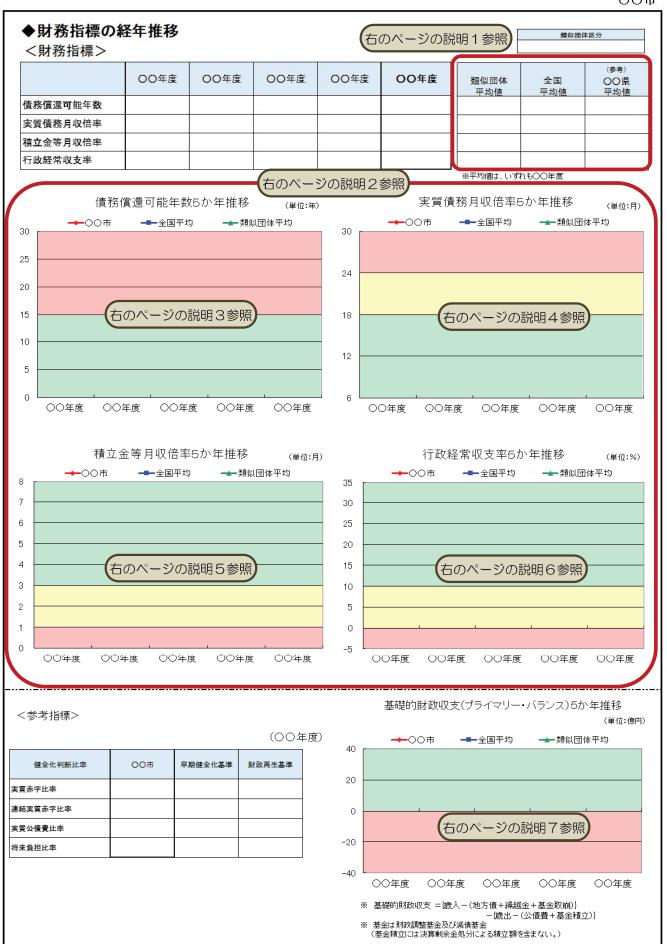
- グラフは、過去5年間の資金繰り状況を示しています。
- ・ 縦軸は行政経常収支率、横軸は積立金等月収倍率を表しています。
- ・右上に向かうほど資金繰り状況が良好であることを意味します。指標の値と背景色との関係は、債務償還能力のグラフの説明と同様です。

説明3 診断基準への該当状況

- 債務償還能力及び資金繰り状況は、「診断基準」への該当状況の有無に より判定しています。
- 「診断基準」への該当状況は、「債務水準の高低」「積立水準の高低」 「収支水準の高低」の観点から整理しています。
- 「診断基準」に該当する場合、該当欄に「✓」で示しています。また、各該当状況について、統一的な手法に基づいて要因分析した内容を 【要因】欄に「✓」で示しています。

財務指標の経年推移

〇〇市



説明1 類似団体平均・全国平均・都道府県平均

・各財務指標の類似団体平均・全国平均・都道府県平均が表示されています。 類似団体平均は、人口及び産業構造によって総務省が分類した35類型に 基づくものです。

説明2 5か年推移グラフ

・ 各財務指標の団体指標・全国平均・類似団体平均の5か年推移グラフです。

説明3 債務償還可能年数

1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを見るものです。

説明4 実質債務月収倍率

• 一月当たりの収入の何か月分の債務があるかを見るものです。

説明5 積立金等月収倍率

• 一月当たりの収入の何か月分の積立金があるかを見るものです。

説明6 行政経常収支率

収入からどの程度の償還原資を生み出しているかを見るものです。

説明7 基礎的財政収支

• 起債等以外の歳入から公債費等以外の歳出を控除し、財政の安定性を見るものです。

行政キャッシュフロー計算書

◆行政キャッシュフロー計算書 ○○年度 ○○年度 ○○年度 **○○年度** · 構成比 構成比 行政経常収入・支出の5か年推移 ■行政活動の部■ 地方税 地方讓与税·交付金 地方交付税 国(県)支出金等 分担金及び負担金・寄附金 使用料·手数料 事業等収入 行政経常収入 人件費 物件費 維持補修費 右のページの説明1参照 ○○ ■ 地方交付税 ■ その他収入 00 扶助費 ■ 地方税■ 国(県)支出金等 補助費等 - 人件費 - 補助費等+繰出金(建設費以外) - その他支出 - 行政経常収支率 繰出金(建設費以外) 支払利息 投資収入・支出の5か年推移 (うち一時借入金利息) 行政経常支出 行政経常収支 特別収入 特別支出 行政収支(A) ■投資活動の部■ 国(県)支出金 分担金及び負担金・寄附金 財産売払収入 貸付金回収 基金取崩 00 ○○ ○○ ■ その他収入 ○○ ■ 貸付金回収 ○○■ 国(県)支出金 投資収入 ■ 普通建設事業費 その他支出 普通建設事業費 右のページの説明2参照 繰出金(建設費) 財務収入・支出の5か年推移 投資及び出資金 貸付金 基金積立 投資支出 投資収支 ■財務活動の部■ 地方債 (うち臨財債等) 翌年度繰上充用金 財務収入 元金償還額 ○○ (うち臨財債等) 右のページの説明3参照 実質債務・債務償還可能年数の5か年推移 前年度繰上充用金 (年) 財務支出(B) 財務収支 収支合計 償還後行政収支(A-B) ■参考■ 実質債務 右のページの説明4参照 (うち地方債現在高) 00 00 00 00 (年度 積立金等残高 債務償還可能年数 37 = 実質債務 ■ 行政経常収支

説明1 行政活動の部

- 資産形成には繋がらない行政サービスの提供活動の結果として、現金預金 (財政調整基金、減債基金を含みます。以下同じ。)がどれだけ増減したか を表します。
- 行政収入には一般財源の多くが計上される一方、行政支出には普通建設事業 費や公債費の元金償還部分が含まれないことから、通常、行政経常収支及び 行政収支は黒字となります。

説明2 投資活動の部

- ・社会資本整備のための支出である普通建設事業費とその特定財源である国庫 支出金等を中心として、財産の売却、他会計等への出資・貸付及びその回収、 その他特定目的基金等(財政調整基金、減債基金は含みません。)の積立 及び取崩などの投資活動により、現金預金がどれだけ増減したかを表します。
- 投資収入には建設債の起債収入が計上されないこと等から、通常、投資収支 は赤字となります。

説明3 財務活動の部

- 主に地方債の起債と償還により現金預金がどれだけ増減したかを表します。
- ・繰上充用金の影響を除いた、財務収支が黒字の場合は地方債現在高が増加 したことを、赤字の場合は地方債現在高が減少したことを意味します。

説明4 実質債務、積立金等残高

・実質債務は、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等残高 (現金預金とその他特定目的基金の合計額)を控除したものです。

ヒアリング等を踏まえた総合評価

〇〇市

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

1. 債務償還能力について

○長期的な視点

実質債務月収倍率・行政経常収支率・債務償還可能年数の指標値に基づいて、【ストック面】【フロー面】【債務償還能力】の各項目としてまとめた内容を記載しています。

2. 資金繰り状況について

○短期的な視点

積立金等月収倍率・行政経常収支率の指標値に基づいて、【ストック面】【フロー面】【資金繰り状況】の各項目としてまとめた内容を記載しています。

●財務指標の経年推移

	〇〇年度	類似団体平均値 (〇〇年度)									
債務償還可能年数											
実質債務月収倍率											
積立金等月収倍率											
行政経常収支率				·				·	·	·	

^{※「}参考1 財務上の問題把握の診断基準」のとおり、債務高水準、積立低水準、収支低水準となっている場合は、赤色で表示。 財務上の問題には、該当しないものの、診断基準の定義②のうち一つの指標に該当している場合は、黄色で表示。

参考1 財務上の問題把握の診断基準

財務上の問題点	定義
	①実質債務月収倍率24か月以上
債務高水準	②実質債務月収倍率18か月以上かつ
	債務償還可能年数15年以上
	①積立金等月収倍率1か月未満
積立低水準	②積立金等月収倍率3か月未満かつ
	行政経常収支率10%未満
	①行政経常収支率O%以下
収支低水準	②行政経常収支率10%未満かつ
	債務償還可能年数15年以上

参考2 財務指標の算式

- 債務償還可能年数二実質債務/行政経常収支
- 実質債務月収倍率=実質債務/(行政経常収入/12)
- ・積立金等月収倍率=積立金等/(行政経常収入/12)
- 行政経常収支率=行政経常収支/行政経常収入

※実質債務-地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等 有利子負債相当額=債務負担行為支出予定額+公営企業会計等資金不足額等 積立金等-現金預金+その他特定目的基金 現金預金-歳計現金+財政調整基金+減債基金

3. 財務の健全性等に関する事項

- 「財務上の留意点」が生じている場合、ヒアリング等によって把握した要因を記載しています。
- ・収支計画等から把握した将来の見通しを記載しています。
- その他、ヒアリングを通じて把握した留意点等を記載しています。

財務状況把握の充実・活用に向けた取組

財務状況把握では、地方公共団体の財務健全化の取組事例に関する情報の収集を実施しています。

収集した情報は、財務状況ヒアリングの際に収支改善取組事例等として紹介することにより、ヒアリング実施団体が抱える財務上の問題点の新たな改善策を検討するきっかけを提供することとしています。

主な財務健全化の取組については、財務省ウェブサイトでも事例を紹介しています。

<u>地方公共団体の収支改善取組事例等について</u> https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm

財務状況把握の財務指標と財政健全化法に基づく健全化判断比率

		財務状況把握の財務指標	健全化判断比率				
目的		貸し手としての償還確実性の確認	地方公共団体の財政の健全化				
視点		債務償還能力(長期的視点)資金繰りリスク(短期的視点)	・財政の健全化に関する比率の公表 ・財政の早期健全化・再生				
	フロー概念	• 行政経常収支率	• 実質赤字比率 • 連結実質赤字比率 • 実質公債費比率				
指標	ストック概念	• 積立金等月収倍率 • 実質債務月収倍率	• 将来負担比率				
	フロー概念 + ストック概念	• 債務償還可能年数	_ 				